

令和３年度 第二回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日 時 : 令和４年２月２２日（火）午前９時３０分～午前１０時３０分
場 所 : 大山崎町役場３階 防災会議室
出席者 : 委員＝宇野委員、岸委員、荻野委員
事務局＝武田総務課長、宮田管財係リーダー、堀管財係主事
発注担当課＝吉田上下水道課長、
堀井学校教育課参与、
谷利生涯学習課長、
北村地域整備係リーダー
傍聴者 : なし

《会議の概要》

- １．開会
- ２．委嘱状の交付
- ３．大山崎町町長の挨拶
- ４．委員の紹介
- ５．事務局職員の紹介
- ６．委員長を選出

- ・出席各委員の互選により、宇野委員を委員長に選任した。

- ７．委員長職務代理者の指名

- ・宇野委員長により、岸委員を委員長職務代理者に指名した。

- ８．入札及び契約手続き等の運用状況の報告について

（１）令和３年５月１日から令和３年１０月３１日までに契約した工事案件について報告

- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は１７件。
- ・随意契約（予定価格が１３０万円を超えるもの）により契約した案件は０件。

（２）令和３年５月１日から令和３年１０月３１日までに行った指名停止措置状況の報告

- ・指名停止の状況（５件）について説明。

- (3) 令和3年5月1日から令和3年10月31日までにを行った再苦情処理状況の報告
- ・該当案件なし

9. 抽出事案の審議について

(1) 審議案件

- ①大山崎排水ポンプ場耐震対策工事
- ②第二大山崎小学校外壁等改修工事
- ③大山崎町立小学校特別教室空調設備設置事業
- ④岩崎運動広場改修工事
- ⑤交通安全施設設置工事
- ⑥大山崎汚水中継ポンプ場電気設備改修工事

(2) 審議経過について

【主な質疑応答】

① 大山崎排水ポンプ場耐震対策工事（発注担当課：上下水道課）

（委員）2者の辞退理由はなにか。

（事務局）配置予定技術者の事情等によるものである。

（委員）記載の入札参加資格条件で何者該当するのか。参加業者が少ないように思う。

（事務局）実績を求めているので、該当業者数は不明である。

② 第二大山崎小学校外壁等改修工事（発注担当課：学校教育課）

（委員）この案件に係る国庫補助金はいくらか。

（事務局）契約金額のうち国費対象事業費の1／3となるため、約3500万円となる。

（委員）工事内容別に単価があるのか。

（事務局）公共単価を採用している。公共単価がないものは、2者あるいは3者で見

積を徴収し、積算をしている。

(委員) 積算するにあたって、業者は町の積算内容と同等の積算ができるのか。

(事務局) 建築工事で慣れている業者であれば、可能と考える。

③ 大山崎町立小学校特別教室空調設備設置事業（発注担当課：学校教育課）

(委員) 工事概要の中で EHP と GHP と学校ごとに分けているのはなぜか。

(事務局) 各学校で決められた電気容量内でガスと電気を利用しているためである。

(委員) 辞退理由はなにか。

(事務局) 納期に間にあわない、技術者を配置できないというものである。

(委員) 失格理由はなにか。

(事務局) 指名停止業者一覧表にもあるとおり、当日立会人に該当する業者が無断欠席したためである。

④ 岩崎運動広場改修工事（発注担当課：生涯学習課）

(委員) ほかの案件もそうだが、失格が多いように感じる。最近の最低制限価格の定め方や見直しについて、お聞きしたい。

(事務局) 現在、大山崎町では中央公共工事契約制度運用連絡協議会の平成 29 年モデルを採用している。平成 31 年モデルが最新であるため、見直しを検討しているところである。

⑤ 交通安全施設設置工事（発注担当課：建設課）

特になし。

⑥ 大山崎汚水中継ポンプ場電気設備改修工事（発注担当課：上下水道課）

(委員) 電気設備等の改修工事の場合、新設時と同じ業者がその後も対応することになる場合が多いが、そこはどうか。

(担当課) 委員ご指摘のとおりであります。本工事については汎用品で対応できる

ものになっている。

10. その他

(委員) 参考までに聞きたいが、他市町村と比べいずれの案件も変更がないので、変更契約にならないように実施されている工夫等あればご教授いただけないか。

(事務局) 初期契約段階の情報を記載しているので、後に変更になった案件もこの中に含まれます。変更がないわけではない。

(委員) 変更契約になる場合、受注者からの申し出でに依るものか。それとも発注者側の事情に依るものが多いのか。

(事務局) 基本的には受注者からの申し出が多い。図面と現地が異なっていた、試掘後に地中障害物があることがわかった場合など。

(1) 次回の入札監視委員会について

- ・次回は令和4年7月頃に、令和4年度第一回目の開催を予定している。
- ・次回委員会までに、本町入札監視委員会条例第2条第3号(再苦情)又は第4号(町長が必要と認める事項)に該当する事案が発生した場合は、臨時会を開催させていただく。

閉 会